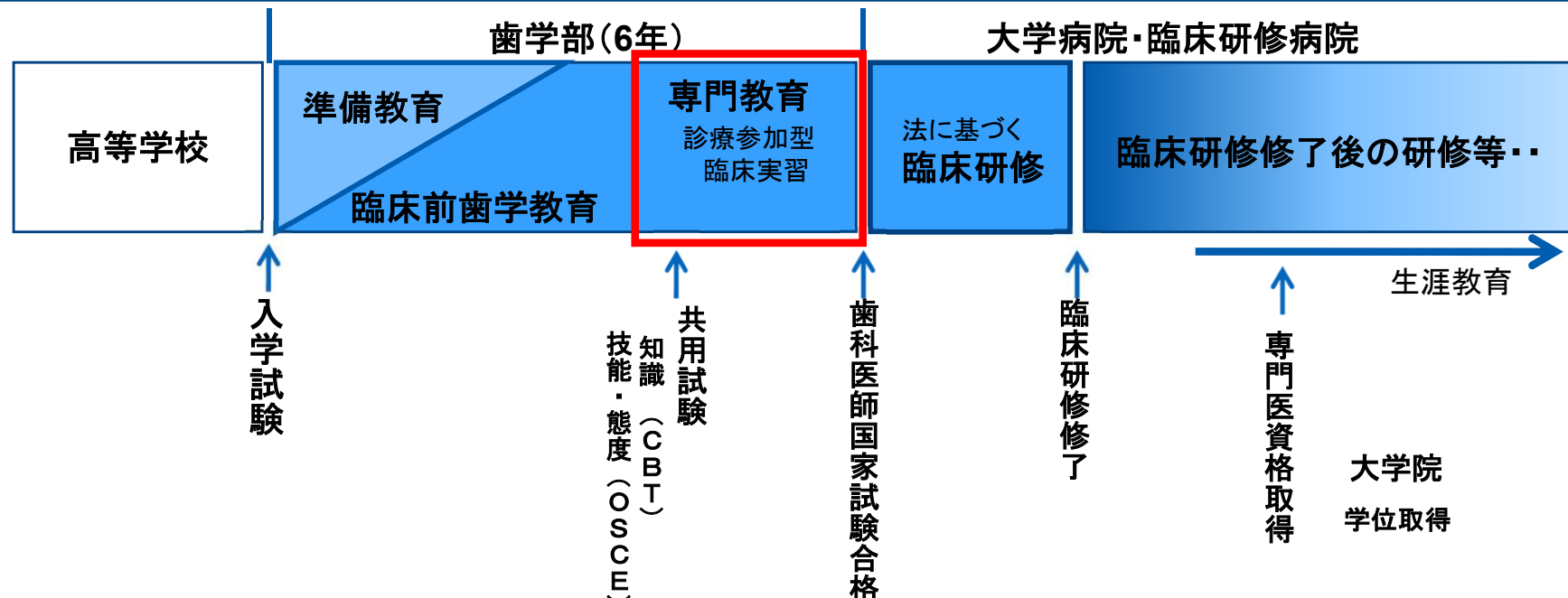


歯学生が行う歯科医業の検討について

臨床実習における課題

- 歯学生も歯科医師の資格を欠くので、歯科医行為を行った場合、形式的には無免許歯科医業罪の成立が問題となるが、臨床実習の重要性、その実施上の条件等に照らし、実質的に違法性がなく無免許歯科医業罪に当たらないと解釈し得るとしてきた。
- 臨床実習の現場においては、歯学生の実施する個別の歯科医行為が違法性を阻却される範疇であるかについて歯学生自身による判断が容易でないことに加え、教員や指導する歯科医師にとっても一定の判断の困難さが伴うとともに、患者からの同意を取得することに時間や労力がかかること、患者側にとっても歯学生の歯科医行為が安全なものであるかの不安が付きまとうことなどの現状に鑑み、診療参加型臨床実習の更なる推進には課題があるとされている。
- 歯学生が診療チームの一員として診療に参加しながら臨床実習を行うためには、指導体制等の充実とともに歯学生の質を担保すること、その歯科医行為について法的な位置づけを行うことが重要である。

(令和2年5月 医道審議会歯科医師分科会報告書)



○ 臨床実習は、「歯科医師卒前臨床実習指針に関する調査研究」で整理された歯学教育における卒前臨床実習に関する歯科医師法第17条の違法性阻却の考え方等に基づき実施されている。

「歯科医師卒前臨床実習指針に関する調査研究」(厚生労働科学特別研究 主任研究者 江藤一洋(平成15年3月))

- ・ 歯科医師卒前臨床実習については、患者の同意の下で、歯科医師としての資質向上を目的として卒前教育の一環として行われるものであり、侵襲性が相対的に小さいことや指導医の指導・監督の下に行われることなど、適正な体制の下に相当な手段で実施される場合には、社会通念から見て相当であり、歯科医師法上の違法性は阻却される。
- ・ 適正な実施にたる具体的な条件として、
 - ①患者の同意の下に実施されること。
 - ②侵襲性が相対的に小さいものであること。
 - ③指導医の指導・監督の下に実施されること。
 - ④実習計画の策定、指導医の資格、指導体制の確立、診療録の管理等につき適正な対応が行われていること。
 - ⑤学生の技術力が確保されていること。
 - ⑥万が一事故が生じた場合に適切に対応できる体制が確立されていること。
 - ⑦各実習項目に応じた教育評価法が確立されていること。

の7点が必要とされた。

歯科医師卒前臨床実習についての考え方について（通知）①

- 平成14年度厚生労働科学特別研究「歯科医師卒前臨床実習に関する調査研究」を踏まえ、歯科医師卒前臨床実習についての考え方を示した。

医政歯発第0606003号

平成15年6月6日

厚生労働省医政局歯科保健課長

歯科医師卒前臨床実習についての考え方について

歯科医学や歯科医療技術の進歩に伴い、卒前教育において、歯科医学に関する知識の理解を深めるとともに、歯科医師として必要な基礎的臨床能力を習得することを目的とした卒前の臨床実習は、歯科医師の臨床に係る資質の向上を図るために重要である。しかしながら、歯科学学生は歯科医師の資格を欠くため、臨床実習において歯科医療行為を行う場合には、その取扱いにつき慎重を期すべきである。医科における卒前臨床実習については、既に「臨床実習検討委員会最終報告」(平成3年5月13日、厚生省健康政策局臨床実習検討委員会)において、臨床実習の在り方に関する考え方の整理が示されている。歯科の卒前臨床実習においても、その基本的な考え方については共通するものであるが、平成14年度厚生労働科学特別研究「歯科医師卒前臨床実習に関する調査研究」において、歯科の卒前臨床実習に関する歯科医師法第17条の違法性阻却の考え方や卒前臨床実習実施のための条件等について検討がなされ、今般、報告書が取りまとめられたところである。歯科医師卒前臨床実習に当たっては、当該報告書に沿った取り組みが実施されることが必要であり、適正な卒前臨床実習の実施についての基本的な考え方については、「歯科医師卒前臨床実習についての考え方」を別紙のとおり取りまとめたので、御留意願いたい。

歯科医師卒前臨床実習についての考え方について（通知）②

(別紙)

歯科医師卒前臨床実習についての考え方

1. 歯科医師卒前臨床実習については、患者の同意の下で、歯科医師としての資質向上を目的として卒前教育の一環として行われるものであり、侵襲性が相対的に小さいことや指導医の指導・監督の下に行われることなど、適正な体制の下に相当な手段で実施される場合には、社会通念から見て相当であり、歯科医師法上の違法性は阻却されるものと考えられること。
2. 上記を踏まえ、適正な実施に当たっては以下の条件を満たす必要があると考えられること。
 - (1) 患者の同意の下に実施されること。
 - (2) 侵襲性が相対的に小さいものであること。(臨床実習の水準に応じて、指導者の指導・監督のもとに実施が許容されるもの(水準1)から、原則として指導者の歯科医療行為の見学にとどめるもの(水準4)など、一定の条件下で許容されるものであること。)
 - (3) 指導医の指導・監督の下に実施されること。
 - (4) 実習計画の策定、指導医の資格、指導体制の確立、診療録の管理等につき適正な対応が行われていること。
 - (5) 学生の技術力が確保されていること。
 - (6) 万が一事故が生じた場合に適切に対応できる体制が確立されていること。
 - (7) 各実習項目に応じた教育評価法が確立されていること。

なお、卒前臨床実習実施に関する具体的基準については、別添の厚生労働科学特別研究「歯科医師卒前臨床実習に関する調査研究報告書」を参照されたい。

※ 別添の厚生労働科学特別研究「歯科医師卒前臨床実習に関する調査研究報告書」は省略

卒前教育における共用試験の導入

E 適切な進級認定システムの構築と進路指導の充実

医学部・歯学部における教育の効果を高め、質の高い医師・歯科医師を育成するためには、カリキュラムを組織化し、学生が臨床実習に入る際の進級の時点及び卒業認定の時点において、それぞれ必要とされる能力・適性の目標を設定し、段階を踏んで厳正にチェックすることが必要である。特に、臨床実習に臨む学生の能力・適性について、全国的に一定の水準を確保するとともに、学生の学習意欲を喚起する観点から、米国における3段階の試験制度のstep1(*1)を参考にして、各大学における進級認定のための共通の評価システムを作ることについて検討すべきである。また、臨床実習に必要な技能・態度を評価するため、OSCE(Objective Structured Clinical Examination 客観的臨床能力試験(*2))を導入する大学が増えてきているが、今後ともこのような取組が促進されることが必要である。

さらに、十分な指導を行ったにもかかわらず、医師・歯科医師としての能力・適性に欠けると判断された学生に対しては、できるだけ早期に、適切かつ積極的な進路変更の指導を行うべきである。学部内に臨床医以外に進む者のための学科やコースを設けたり、他学部の授業科目の履修を可能とするなどの連携を図ることは、進路変更を容易にすることにも資するものであり、こういった観点からも、このような取組の推進が必要である。

平成11年2月「21世紀に向けた医師・歯科医師の育成体制の在り方について」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/009/toushin/990401.htm

平成14年～17年 共用試験トライアル

平成17年12月 共用試験正式実施

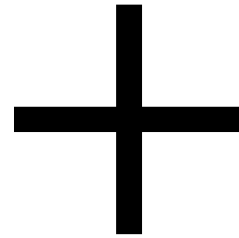
平成20年7月 共用試験に、すべての歯科大学が参加

共用試験の概要

- CBTとは、臨床実習に必要な知識の総合的な理解の程度をコンピュータを用いて客観的に評価する試験である。
- OSCEとは、複数のステーション(模擬患者、実技試験実施に必要な用具、機器等を配置した試験室)で技能と態度を評価する試験である。

臨床実習開始前に修得すべき

知識・(技能)



技能・態度

多肢選択筆記試験

→ **CBT**: Computer Based Testing

OSCE: Objective Structured Clinical Examination
(客観的臨床能力試験)

(参考)

○臨床実習後の試験について

診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験

→ **Post-CC Px**: Post-Clinical Clerkship Performance Examination

診療参加型臨床実習前客観的臨床能力試験 Pre-CC OSCE

診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験 Post-CC Px

公益社団法人医療系大学間
共用試験実施評価機
(CATO)
OSCE実施小委員会等

全国成績
解析結果

評価
成績
報告

事前調査、講習会等
学習評価項目
課題、評価法、評価表
モニター・外部評価者派遣

医療面接・基本的診察および検査能力

模擬患者

歯学系

学生



OSCE
実施・評価

学生はステーションを順に回り、
態度と基本的診療能力の評価を受ける。

歯学系大学
OSCE実施責任者

- 平成14年 トライアル開始
- 平成17年 正式開始

・臨床実地試験(CPX)
→態度を中心に評価。

- ・一斉技能試験(CSX)
基本的な歯科治療に関する技能を評価。
①主用スケーラーを用いた歯石除去
②レジン充填を想定したう蝕除去
③抜髄後の根管形成
④全部金属冠を想定した支台歯形成

- 平成29年度
5大学トライアル開始
- 平成30年度
11大学でトライアル実施
- 令和元年度
23大学でトライアル実施
- 令和2年度 正式実施



1 卒前・卒後の一貫した歯科医師養成

○ シームレスな歯科医師養成における共用試験の公的化及び
いわゆるStudent Dentistの法的位置づけが求められる背景

- ・ 指導を行う歯科医師が医療事故防止を強く意識することで、歯学生は、以前よりも診療に参加しづらくなっている可能性があることが指摘されている。



医療安全を担保しつつ、**指導体制等の充実とともに歯学生の質を担保することとその歯科医行為について法的な位置づけを行うことが重要である。**

2 共用試験の公的化といわゆるStudent Dentistの法的位置づけについて

○ いわゆるStudent Dentistの法的位置づけ

- ・ **臨床実習開始前の共用試験を公的化することで、共用試験合格後に臨床実習を行う歯学生は一定の水準が公的に担保されることから、実習において歯科医行為を行う、いわゆるStudent Dentistを法的に位置づけることが可能となる。**
- ・ 歯学生が行うことが望まれる歯科医行為は、従前の範囲から大きく変わるものではない。また、臨床現場で行われる診療内容が日進月歩であることに鑑みると、いわゆるStudent Dentistが法に基づき行える歯科医行為を網羅的に個別に列挙することは適当ではない。必ず歯科医師の指導及び監督のもと行われなければならないことから、実施する歯科医行為については、指導する歯科医師が適宜、歯学生の能力と患者の状態等を勘案して判断すべきものである。

3 共用試験の公的化といわゆるStudent Dentistが法的に位置づけられることの影響

(1) 歯学教育への影響

- ・ いわゆるStudent Dentistが法的に位置づけられた場合、**診療参加型臨床実習が促進され、卒前教育をより質の高い歯科医師の育成に向けさらに充実させることができると考えられる。**診療参加型臨床実習は、単に経験を増やし技術を向上させるのみならず、診療チームの一員として診療により主体性を持たせ、積極的に参加することで、知識や技術だけではなく、患者の背景など、全人的な診療に必要な視点を獲得する機会となることなどが期待される。

(2) 歯学生個人への影響

- ・ 診療参加型臨床実習の充実により、歯学生が診療チームの一員として診療に参加することで、臨床実習におけるモチベーションの向上が図られると同時に、歯学生本人の適性を踏まえた早期の進路選択にもつながることが想定される。
- ・ 個人の卒前卒後の一貫した評価を行い、当該個人が自験等で経験した症例の適切な管理が可能となることで、各個人の状況に応じた卒前の臨床実習や卒後の臨床研修での多様な経験が可能となることが期待される。

(3) いわゆるStudent Dentistが診療参加型臨床実習を行う際の患者同意等

- ・ 歯科医師免許を有しない歯学生が診療行為を行う場合、現状、患者の同意を得る必要があることは社会通念上、明らかである。一方で、同意取得の困難さが診療参加型臨床実習の阻害要因ともなっている。
- ・ **いわゆるStudent Dentistによる歯科医行為の実施が法的に位置づけられれば、いわゆるStudent Dentistが①医育機関等において診療チームの一員であること、②診療に当たって事前に一定の能力が担保されていること、③業として歯科医行為を実施することが違法ではないこと等が明確になり、患者の同意が得られやすくなることで、診療参加型臨床実習が促進されることが期待される。**
- ・ いわゆるStudent Dentistが法的に位置づけられた場合も、歯学生の臨床実習を実施している旨の院内掲示を行うとともに、Student Dentistが歯科医行為を行うにあたっては、書面による患者の同意が原則であるが、非侵襲的から侵襲的までの広範囲の歯科医行為が臨床実習で行われるという歯科医学教育の特殊性に鑑み、診療内容に応じた患者同意のあり方について更に検討すべきである。
- ・ 今後患者理解が進んだ場合には、現在の臨床研修歯科医と同様に、一般的な処置について、特別な同意取得の必要なく診療参加型臨床実習において行うことを可能とすることを検討すべきである。

共用試験における課題

- 共用試験臨床実習前OSCEの公的化にあたっては、客観的な評価の信頼性の更なる向上のために評価者(内部・外部)の養成及び評価基準の確立や模擬患者の均てん化を図るための取組が必要である。特に、評価者の質の向上及び評価基準の確立については、更なる検討が求められている。
- 共用試験臨床実習前OSCEにおける歯学生の合格基準や再試験の実施状況は、現時点において各大学により異なっていることから、公的化にあたっては、一定の質の担保や社会の要請に応える観点から共用試験CBTと同様に、実施時期を今後どのように定めるか検討する必要があるとともに、出題範囲や内容、合格基準等についても検討する必要がある。この点に関しては、国と共用試験実施評価機構の連携の下、公的な場においてその判断基準を協議し、より公平に判断される体制の構築について今後より詳細な検討が行われる必要がある。

令和2年5月 医道審議会歯科医師分科会報告書 より



令和3年度～
歯科OSCEの在り方・評価者養成に係る調査・実証事業

【背景】

◆ 歯科医師の資質向上に向け、卒前・卒後の一貫した歯科医師養成を推進するため、共用試験(CBT、OSCE)の公的化を含む歯科医師法の改正がされた。

※ 歯科医師法の主な改正内容

- ① 共用試験を歯科医師国家試験の受験資格の要件として歯科医師法上位置づけ
- ② 共用試験合格を臨床実習において歯科医業を行うための要件化

◆ 一方、共用試験OSCEの公的化に向けた課題として、客観的な評価の信頼性の更なる向上のために、試験の内容や合格基準の検証、評価者の養成・質の向上及び評価基準の確立が課題となっている。

【事業内容】

● OSCEの評価者を養成等し、評価の精緻化・均てん化を図り、公的化した際の歯学生の行う歯科医行為の質の担保につなげる

① 歯科大学にてトライアルOSCEの実施

➢ 令和3年度に検討したOSCEの試験内容、合格基準、評価方法等をもとに、抽出した歯科大学にて、トライアルOSCEの実施

② ①の結果を参考に、OSCEの試験内容、実施方法、効果的な認定評価者養成手法等の再検討

➢ 令和3年度に作成したガイドライン素案を修正

➢ OSCE評価者養成のために、オンライン講習会を活用する等の評価者の養成手法の検討

<スケジュール(案)>

令和3年通常国会
歯科医師法等改正

令和3年度：OSCE試験内容、評価方法、評価者養成のガイドライン素案作成
令和4年度：見直し案に基づいたOSCEトライアルの実施→試験内容等の再検討 等

令和6年、8年改正法等施行：
共用試験の公的化

① 歯科大学にてトライアルOSCEの実施

外部評価者等による評価



共用試験 歯学系OSCE課題

1. 初診時医療面接
2. 基本的診察および検査能力
3. 基本的技能

等

学生はステーションを順に回り、態度と基本的診察能力の評価を受ける。

② ①の結果を参考に、OSCEの試験内容、実施方法、効果的な認定評価者養成手法等の再検討



良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の概要(令和3年5月28日公布)

改正の趣旨

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種の専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保措置等の整備や地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に対する支援の強化等の措置を講ずる。

改正の概要

<Ⅰ. 医師の働き方改革>

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等 (医療法)【令和6年4月1日に向け段階的に施行】

医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始(令和6年4月1日)に向け、次の措置を講じる。

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成
- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設
- ・当該医療機関における健康確保措置(面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等)の実施 等

<Ⅱ. 各医療関係職種の専門性の活用>

1. 医療関係職種の業務範囲の見直し (診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法)【令和3年10月1日施行】

タスクシフト/シェアを推進し、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう、各職種の業務範囲の拡大等を行う。

2. 医師養成課程の見直し (医師法、歯科医師法)【①は令和7年4月1日/②は令和5年4月1日施行等】 ※歯科医師も同様の措置

①共用試験合格を医師国家試験の受験資格要件とし、②同試験に合格した医学生が臨床実習として医業を行うことができる旨を明確化。

<Ⅲ. 地域の実情に応じた医療提供体制の確保>

1. 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け (医療法)【令和6年4月1日施行】

医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。

2. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援 (地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)【令和3年4月1日施行】

令和2年度に創設した「病床機能再編支援事業」を地域医療介護総合確保基金に位置付け、当該事業については国が全額を負担することとするほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置を講じる。

3. 外来医療の機能の明確化・連携 (医療法)【令和4年4月1日施行】

医療機関に対し、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設等を行う。

<Ⅳ. その他> 持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長【公布日施行】

1 共用試験合格を歯科医師国家試験受験資格の要件化

<背景>

- 大学における臨床実習開始前の歯学生の能力を全国的に一定の水準に確保することを目的として、公益社団法人「医療系大学間共用試験実施評価機構」が実施する「共用試験」(臨床実習前OSCE、CBT)については、平成17年から正式に実施され、現在は、全ての歯学生が受験するなど、大学における歯学教育の中で臨床実習前に歯学生の知識・技能を試験する機会として確立されている。

<改正の内容>

歯学教育の中で重要な役割を果たしている共用試験について、歯科医師国家試験の受験資格の要件として歯科医師法上位置づけることとする。また、共用試験の合格は歯学生が一定水準の技能・態度のレベルに達していることを担保するものであることから、共用試験に合格していることを臨床実習において歯科医業を行うための要件とする。

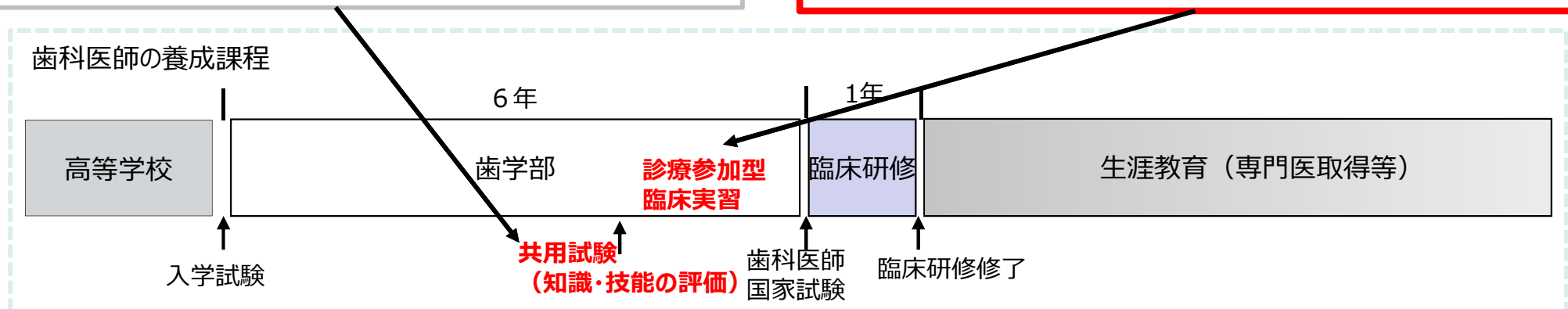
2 共用試験に合格した歯学生が臨床実習において歯科医業を行えることを明確化

<背景>

- 歯科医師法第17条により歯科医師でないものの歯科医業は禁じられているところ、歯科医師免許を持たない歯学生が大学における臨床実習で行う歯科医行為については、その目的・手段・方法が社会通念から見て相当であり、歯科医師の歯科医行為と同程度の安全性が確保される限度であれば基本的に違法性はないと考えられている。
- 一方で、大学が行う臨床実習について、診療参加型の実習が十分に行われていない要因として、歯学生が臨床実習で行う歯科医行為についての法的な担保がなされていないことが指摘されている。

<改正の内容>

診療参加型の臨床実習において、歯学生がより実践的な実習を行うことを推進し、歯科医師の資質向上を図る観点から、「共用試験」に合格した歯学生について、歯科医師法第17条の規定にかかわらず、大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下、歯科医療に関する知識及び技能を修得するために歯科医業を行うことができることとする。



第十一条 歯科医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(第十六条の二第一項及び第十七条の二第一項において以下単に「大学」という。)において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者(大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの(第十七条の二において「共用試験」という。)に合格したものに限る。)

2 厚生労働大臣は、前項第一号の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十二条 歯科医師国家試験予備試験は、外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者のうち、前条第一項第三号に該当しない者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものでなければ、これを受けることができない。

第十七条の二 大学において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業(政令で定めるものを除く。次条において同じ。)をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十七条の三 前条第一項の規定により歯科医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により歯科医業をする者でなくなつた後においても、同様とする。

歯学教育モデル・コア・カリキュラムについて

歯学教育モデル・コア・カリキュラム

※歯学教育モデル・コア・カリキュラムは、以下「コアカリ」とする。

- 学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の実践的診療能力（知識・技能・態度）に関する学修目標を明確化。
- 総履修時間数（単位数）の概ね6割程度を目安としたもの。
(残り4割程度は、各大学が特色ある独自のカリキュラムを実施)
- 「モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会（以下、連絡調整委員会）」において**決定**。
(文部科学省高等教育局医学教育課長が委員として参加、厚生労働省医政局歯科保健課長がオブザーバーとして参加)
- 平成28年度改訂版：平成27年度から28年度にかけて、有識者会議を開催し新たな改訂に向けた検討を実施。平成29年3月に改訂内容を決定し公表。1年間の周知・準備期間を経て、平成30年度から各大学において改訂版コアカリに基づく教育を開始。

コアカリ改訂に向けたスケジュール

令和4年度春頃予定	連絡調整委員会（第3回）：コアカリ（素案）の提示
令和4年度夏頃予定	連絡調整委員会（第4回）：コアカリ（案）の確認・意見 パブリック・コメント実施
令和4年度冬頃予定	連絡調整委員会（第5回）：コアカリの決定、「改訂版コアカリ」を公表、 大学等へ周知
（令和5年度	周知期間）
令和6年度	入学生から改訂版コアカリ適用

医学

医学・歯学教育の在り方に関する
調査研究協力者会議

H19.5 連絡調整委員会・専門教育研究委員会の設置

H13.3策定

H19.12一部改訂

H23.3改訂

H29.3改訂

基本的な資質の提示

基本的な資質の修正

基本的な資質・能力の提示

H14.4～
(学生受入)

H24.4～

H30.4～

歯学

医学・歯学教育の在り方に関する
調査研究協力者会議

H19.5 連絡調整委員会・専門教育研究委員会の設置

H13.3策定

H19.12一部改訂

H23.3改訂

H29.3改訂

基本的な資質の提示

基本的な資質の修正

基本的な資質・能力の提示

H14.4～
(学生受入)

H24.4～

H30.4～

- 診療参加型臨床実習の推進・充実のために「G 臨床実習」の別表として「臨床実習の内容と分類」を明示。
- 歯学生が卒前に行うべき臨床実習の内容について、指導者のもとで実践する立場から考慮し、臨床実習→臨床研修→専門医**教育の連続性**について検討して、それぞれの到達目標を見据えたもの。

※「G 臨床実習」(別表)臨床実習の内容と分類(一部抜粋)

Gの項目		I. 指導者のもとで実践する (自験を求めるもの)	II. 指導者のもとでの実践が望まれる (自験不可の場合は シミュレーション等で補完する)	III. 指導者の介助をする	IV. 指導者のもとで見学・ 体験することが望ましい
1 診療の 基本	臨床診断・ 治療計画	診断と治療計画の立案(咬合が安定している)	診断と治療計画の立案(咬合を安定させる処置が必要)		
	病態写真・ 模型	口腔・顔面の写真撮影、研究用模型の製作			
	診療録・ 処方箋	診療録の作成、処方箋の作成、技工指示書の作成		診療情報提供書(医科診療所・病院・病院歯科・施設宛て等)の作成	手術記録・麻酔記録の作成
2 基本的 診察法	医療面接	医療面接(成人)	医療面接(高齢者)	医療面接(小児・障害者等)	医療面接(救急処置の必要な場合) 救急処置の治療
	バイタルサイン	血圧・脈拍・呼吸・体温の測定			
	頭頸部・ 口腔の診察	頭頸部・口腔の視診・触診・打診・聴診			
	画像検査	口内法エックス線撮影	パノラマエックス線撮影	口外法エックス線撮影、頭部エックス線規格撮影、 歯科用CBCT	CT、MRI、超音波検査、造影検査
				塗抹検査	採血、血液学検査、免疫学的検査、 生化学検査、一般細菌検査、心電図検査、 呼吸機能検査、心理学的検査、 止血機能検査、末梢神経機能検査
	臨床検査	温度診、電気診、透照診 根管長測定	齲蝕リスク検査 根管内細菌培養検査		根管内視鏡検査、実体顕微鏡による 検査 口臭検査
		歯周組織検査(歯の動揺度検査、歯周ポケット検査、プラーク指数測定、 歯石指数測定、出血指数測定) 咬合検査	咀嚼能率検査	唾液分泌能検査、顎口腔機能検査、 舌圧検査	金属アレルギー検査
				嚥下機能検査 細胞診検査、病理組織学的検査	

改正の趣旨

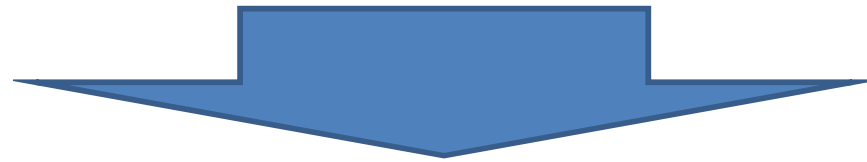
- 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）第5条の規定による改正後の医師法（昭和23年法律第201号。以下「新医師法」という。）第17条の2第1項の規定により、大学において医学を専攻する学生であって、臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの（以下「共用試験」という。）に合格したもの（以下「医学生」という。）は、臨床実習において医師の指導監督の下、一定の医業を行うことができるものとされたところ。
- 共用試験は、臨床実習を開始する前に習得すべき知識及び技能を有しているかを確認するものであり、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識・技能を確認する医師国家試験とは内容が異なるため、医療安全や学生保護等の観点から医師の指導監督の下であるとしても、一定の医業については、医学生が行うことができないよう、医師法施行令（昭和28年政令第382号。以下「政令」という。）において、規定する必要がある。

制定の内容

- 新医師法第17条の2第1項に規定する、「医業（政令で定めるものを除く。）」の「政令で定める医業」については、医療安全等の観点から、処方箋の交付とする。

論点

- 臨床実習は、「歯科医師卒前臨床実習指針に関する調査研究」で整理された歯学教育における卒前臨床実習に関する歯科医師法第17条の違法性阻却の考え方等に基づき実施されている。
- 「21世紀に向けた医師・歯科医師の育成体制の在り方について」臨床実習に臨む学生の能力・適性について、全国的に一定の水準を確保するとともに、学生の学習意欲を喚起する観点から、各大学における進級認定のための共通の評価システムを作ることについて検討され、平成14年から共用試験トライアルが開始され、平成20年7月からはすべての歯科大学で行われている。
- 医道審議会歯科医師分科会での、指導体制等の充実とともに歯学生の質を担保することとその歯科医行為について法的な位置づけを行うことが重要であるとの指摘に基づき、歯科医師法が改正され、共用試験合格を歯科医師国家試験受験資格の要件とするとともに、共用試験に合格した歯学生が臨床実習において歯科医業を行えることを明確化した。



【論点】

- 臨床実習において、歯学生が行う歯科医業はどのように行われているか。
- 臨床実習において、歯学生が行う歯科医業はどのように行われるべきか。
- 歯学生が行うことのできない歯科医業についてどのように考えるか。

参考資料



歯科医師法(抄)

第四章 業務

第十七条 歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

第十八条 歯科医師でなければ、歯科医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十九条 診療に従事する歯科医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療をなした歯科医師は、診断書の交付の求があつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第二十条 歯科医師は、自ら診察しないで治療をし、又は診断書若しくは処方せ、ん、を交付してはならない。

第二十一条 歯科医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方せんを交付しなければならない。ただし、患者又は現にその看護に当たっている者が処方せんの交付を必要としない旨を申し出た場合及び次の各号の一に該当する場合においては、その限りでない。

一 暗示的效果を期待する場合において、処方せんを交付することがその目的の達成を妨げるおそれがある場合

二 処方せんを交付することが診療又は疾病の予後について患者に不安を与え、その疾病の治療を困難にするおそれがある場合

三 病状の短時間ごとの変化に即応して薬剤を投与する場合

四 診断又は治療方法の決定していない場合

五 治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合

六 安静を要する患者以外に薬剤の交付を受けることができる者がいない場合

七 薬剤師が乗り組んでいない船舶内において、薬剤を投与する場合

第二十二条 歯科医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

第二十三条 歯科医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する歯科医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その歯科医師において、五年間これを保存しなければならない。

第二十三条の二 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害を生ずる虞がある場合において、その危害を防止するため特に必要があると認めるときは、歯科医師に対して、歯科医療又は保健指導に関し必要な指示をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指示をするに当つては、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならない。

所管事項について

厚生労働省組織令

(歯科保健課の所掌事務)

第三十六条 歯科保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 歯科保健医療の普及及び向上に関すること。
- 二 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士に関すること。
- 三 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の規定による外国歯科医師及び外国看護師等(外国において歯科衛生士又は歯科技工士に相当する資格を有する者に限る。)の臨床修練並びに外国歯科医師の臨床教授等に関すること。
- 四 国民保護法第九十一条第一項に規定する外国医療関係者のうち外国歯科医師による医療の提供の許可に関すること。

文部科学省組織令

(医学教育課の所掌事務)

第四十八条 医学教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 大学における医学等に関する教育の振興(組織及び運営に係るものを除く。)に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二 大学の附属病院の組織及び運営に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 三 大学における医学等に関する教育のための補助に関すること。
- 四 大学における医学等に関する教育の基準の設定に関すること。
- 五 附属専修学校等における医療技術者等養成教育の振興(教育内容に係るものに限る。)に関する援助及び助言に関すること。
- 六 附属専修学校等における医療技術者等養成教育の基準の設定に関すること。
- 七 医療技術者又は社会福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の養成のための大学並びにこれに附属する専修学校及び各種学校の指定に関すること。
- 八 看護師等の人材確保の促進に関する法律第三条の基本指針のうち同条第二項第二号に掲げる事項に関すること。
- 九 地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、大学における医学等に関する教育及び附属専修学校等における医療技術者等養成教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 十 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における医学等に関する教育及び附属専修学校等における医療技術者等養成教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。